43　超広帯域無線システムの無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)　3.4GHz以上4.8GHz未満又は7.25GHz以上10.25GHz未満の周波数の電波を使用するもの

周波数帯	不要発射の強度の許容値（1mWを0dBとする。以下43において同じ。）	
	任意の1MHzの帯域幅における平均電力	任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力
［略］		

(2)　略

［44～64　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定無線設備等） **第二条**　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。 ［一～四の六　略］ 四の七　設備規則第四十九条の三十四第一項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備 ［五　略］ 六　設備規則第四十九条の九においてその無線設備の条件が定められている構内無線局又は同規則第四十九条の三十四第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備（次号及び第六号の三に掲げるものを除く。） 六の二　設備規則第四十九条の九第一号においてその無線設備の条件が定められている構内無線局（同号ニただし書に該当するものを除く。）又は同規則第四十九条の三十四第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局（同項第五号ただし書に該当するものを除く。）に使用するための無線設備 ［六の三～七十七　略］ ［2　略］ **別表第二号**　工事設計の様式（別表第一号―(1)関係） ［第一～第三　略］ 第四　アマチュア局、150MHz帯、400MHz帯若しくは27MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局又は第2条第1項第4号の7に規定する陸上移動局に使用するための無線設備の工事設計書 ［様式略］ ［注1・2　略］	（特定無線設備等） **第二条**　［同上］ ［一～四の六　同上］ 四の七　設備規則第四十九条の三十四においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備 ［五　同上］ 六　設備規則第四十九条の九においてその無線設備の条件が定められている構内無線局に使用するための無線設備（次号及び第六号の三に掲げるものを除く。） 六の二　設備規則第四十九条の九第一号においてその無線設備の条件が定められている構内無線局（同号ニただし書に該当するものを除く。）に使用するための無線設備 ［六の三～七十七　同上］ ［2　同上］ **別表第二号**　工事設計の様式（別表第一号―(1)関係） ［第一～第三　同左］ 第四　アマチュア局、150MHz帯、400MHz帯若しくは27MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局又は920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に使用するための無線設備の工事設計書 ［様式同左］ ［注1・2　同左］

43　超広帯域無線システムの無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)　3.4GHz以上4.8GHz未満又は7.25GHz以上10.25GHz未満の周波数の電波を使用するもの

周波数帯	不要発射の強度の許容値（1mWを0dBとする。以下42において同じ。）	
	任意の1MHzの帯域幅における平均電力	任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力
［同左］		

(2)　同左

［44～64　同左］